

## 土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行います。

なお、通知すべき事項を記載した書面は、奈良県収用委員会事務局（奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館4階）において、通知を受けるべき者に交付します。

令和3年2月19日

奈良県収用委員会会長 福井英之

### 1 通知すべき事項を記載した書面の名称

令和3年2月9日付け奈収2（裁）第1号の5、奈収2（明）第1号の4の「審理の開催について（通知）」

### 2 通知を受けるべき者

奈良県大和高田市大字出103番1の土地所有者

植田商事株式会社

代表者 不明

ただし、商業登記記録上の代表者

代表取締役 植田 裕之

住所 不明

ただし、商業登記記録上の住所

橿原市八木町一丁目12番8号

### 3 その他

上記書面を受領しないときは、令和3年3月12日（金）をもってその通知があったものとみなされます。